

聖籠町告示第七十五号

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要
網の一部を改正する告示を次のように定め
る。

平成二十四年十二月二十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町成年後見制度利用支援事業実
施要綱の一部を改正する告示

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要
綱（平成十九年聖籠町告示第十九号）の一
部を次のように改正する。

第七条第一項中「家事審判法（昭和二十
二年法律第五百十二号）第七条の規定によ
り準用する非訟事件手続法（明治三十一年
法律第十四号）第二十八条」を「家事事件
手続法（平成二十三年法律第五十二号）第
二十八条第二項」に改める。

附 則

この告示は、平成二十五年一月一日から
施行する。